

まちなか農園開設支援事業実施要領

第1 事業の目的

近年、市街化区域内の生産緑地における農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農地の保全管理に支障が生じている。

そこで、生産緑地を活用し、新鮮な農産物を供給するとともに、都市住民との交流を促進する体験農園や簡易直売所の開設を支援することにより、都市農業の振興をはかる。

第2 事業対象者

市内に居住し、市内の生産緑地で農業を営む、以下のいずれかの農業者

- (1) 観光農園の開設を行う者
- (2) 体験農園の開設を行う者
- (3) 簡易直売所で販売を行う者
- (4) 農産物を飲食店に提供する者
- (5) 農業体験交流を行う者

第3 事業内容

都市住民との交流を促進する体験農園や簡易直売所の開設に要する簡易施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入。なお、生産性の向上や規模拡大につながる施設等は更新も対象とする。

第4 成果目標

農業を営む生産緑地において、第2の対象者が実施する事業に対応する以下の項目を、成果目標とする。

- (1) 観光農園を開設すること
- (2) 体験農園を開設すること
- (3) 販売するもののうち過半を当該農地で収穫された農産物や、これらを主たる原材料とする製造・加工品を販売する簡易直売所を開設すること
- (4) 当該農地で収穫された農産物を市内飲食店で使用する契約を交わしていること
- (5) 住民との農業体験交流を年間5回以上行うこと

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

- ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は200千円を上限とする。
- イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - ア. 応募申請書（様式第1号）
 - イ. 実施計画書（様式第2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政部所管補助事業等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第7 重複申請の制限

年度内に、同一の事業主体が当該事業へ複数回申請することはできないものとする。

第8 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する簡易施設、農業用機械及び設備について、適正な管理及び

効果的な利用に努めるものとする。

第9 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の年度末までに、次の書類を市長へ報告を行うものとする。
 - ア. 事業達成状況報告書（様式第3号）
- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第10 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。